

- 1 大日本図書株式会社特別調査委員会「調査報告書」において大日本図書と接触のあった教員等の役職及び不適切行為の内容について
- 2 委員会冒頭で教育委員会から口頭で報告された内容について
- 3 教科書採択の公正確保に向けた本市基準について

1 大日本図書株式会社特別調査委員会「調査報告書」において大日本図書と接触のあった教員等の役職及び不適切行為の内容について

(1) 対象者

	役職 (現在)	役職 (事案当時)
①	指導主事	指導主事
②	退職者	校長
③	退職者	校長
④	教頭	指導主事
⑤	指導主事	教員
⑥	教員	教員
⑦	— (※)	— (※)

※2/20 時点で⑦の該当者は不明

(2) 不適切行為と指摘されている内容

① 令和元年6月8日に、本人と大日本図書(2名)、著者(大学教授)の計4名で会食し、費用(税込38,286円)は大日本図書が負担した。教科書採択に関する具体的な話はされなかった。

令和元年12月7日に、本人と大日本図書(2名)の計3名で会食し、費用(税込19,448円)は大日本図書が負担した。また、お菓子(税込4,752円)を受け取った。教科書採択に関する具体的な話はされなかった。

本人は会食自体の記憶がないと述べているが、特別調査委員会での収集資料等を踏まえれば、会食参加の事実が認められる。

② 令和元年5月11日に、大日本図書(1名)が自宅を訪問し、禁止されている見本本の献本を受けた。本人はこれを否定し、確たる証拠が見当たらなかったため、事実の存在を認めるに至らなかった。

③ 令和2年12月8日に、本人と大日本図書(2名)の計3名で会食し、費用(税込36,040円)は大日本図書が負担した。教科書採択に関する具体的な話はされなかった。

④ 令和元年3月16日に、本人と大日本図書(1名)、他3名の計5名で会食し、費用(税込55,000円)は大日本図書が負担した。教科書採択に関する具体的な話はされなかった。

⑤⑥ 令和2年2月13日に、本人(2名)と大日本図書(2名)の計4名で会食し、費用(税込45,000円)は大日本図書が負担した。会費として、教員2名から、それぞれ会費を徴収したが、その金額は1万円に満たない金額であり、合計金額(45,000円)を4名で除した金額よりも低額であった。教科書採択に関する具体的な話はされなかった。

⑦ 令和2年3月24日頃に、次年度(翌4月)から用いる教科書を見せてほしいと依頼し、大日本図書担当者から、禁止されている見本本の献本を受けた。本人は「見本本の献本」を依頼したのではなく、「教科書の購入」を依頼したと主張している。

2 委員会冒頭で教育委員会から口頭で報告された内容について

(1) 事案概要

本市の小・中学校の理科で、教科書を採択している大日本図書株式会社が設置した弁護士等による特別調査委員会の調査において、同社社員と本市立学校教員や指導主事が同席し、本市教員等5名が、費用負担しない、又は、均等よりも低額な負担で、会食の場を持っていたこと、また、2名が、同社からの見本本の「献本」を受けていたことが判明し、令和5年2月17日に同社ホームページで報告書が掲載された。

(2) 教育委員会で確認できている内容

- ・2月7日(火)～16日(木)の夜までに、同社の特別調査委員会からの依頼で、ヒアリングを受けていることを、退職者も含め6名の教員・指導主事から報告(6名の対象者情報は別添の項目1資料を参照)を受けており、この間、そのうち一部の教員等から、ヒアリングで確認された内容の聞き取りを行った。
- ・同社での報告書では、7名の本市教員等が対象者となっているが、現時点で特定できていない者が1名いる。

(3) 今後の方針

同社報告書では、本市の事案については、そのほとんどが「教科書選定期間外であること」「本市として、今回の事案の以前から理科のみを採択し変わらないこと」等を理由として、「採択結果を歪めたことは認められない」との評価が記載されている、今後、文科省から詳細の情報提供を受けた上で、速やかに、調査を実施し、事実経過等を明らかにしていく。

3 教科書採択の公正確保に向けた本市基準について

- ・教育長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成 28 年 4 月 13 日 付け）参照

京都市立学校長 様

京都市教育長 在田 正秀

〔担当：教職員人事課
学校指導課
総合育成支援課〕

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、すべての児童生徒が学校の授業や家庭での学習活動において用いる極めて公共性の高いものであることから、著作・編集から検定・採択・供給に至るまでのいずれの段階においても、適正に行われる必要があります。とりわけ採択は、実際に児童生徒が用いる教科書を選択・決定する重要な行為であり、本市では、これまでから公正性・透明性の確保について十分に留意する中、綿密な調査研究を踏まえたうえで、教育委員会の採択権者としての権限と責任により、適切な選定に努めてきたところです。

しかしながら、平成26年度以前に、複数の教科書発行者が厳格な情報管理が求められている検定申請本を教員等に閲覧させたうえで意見を聴取した事案や、また、その報酬として金品を支払っていた事案等が発覚しました。本市においても、検定申請中の教科書見本との認識がないものの、閲覧し金品を受け取るなどの不適切な行為を行った教員等とともに、教科書選定委員会委員や調査研究部会部員として、その後の教科書採択に関与し得る立場となった者がいたことが判明しました。

該当者への聞き取りや当時の調査研究資料等の調査を行った結果、教科書採択への影響等はなかったと認められるものの、公正・公平が求められる教科書採択への疑念を生じさせかねず、本市の学校教育に寄せられる児童生徒、保護者及び市民の信用を失墜させるおそれのある極めて不適切な行為であります。

教科書採択の公正性・透明性の確保については、「教科書採択における公正性・透明性の確保について」（平成27年11月11日付けY904B19京都市教育委員会学校指導課長、総合育成支援課長通知）で通知したところですが、今回の事案を踏まえ、文部科学省初等中等教育局長から、別添写しのとおり改めて通知がありましたのでお知らせするとともに、下記のとおり、今後の本市における教科書採択にあたって、特に留意すべき事項をまとめましたので、今回の事案の反省に立ったうえで、平成28年度以降における教科書採択にあたっては、如何なる疑念も生じさせることのないよう、すべての教職員に教科書採択における公正性・透明性の確保について徹底いただくよう通知します。

記

1 教科書選定委員会委員又は調査研究部会部員について

関連法令により、教科書採択にかかる選定委員会等については、特定の教科書発行者と直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、本市においては、調査研究部会部員も含め、特定の教科書発行者と直接の利害関係を有する者をはじめ、直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者についても、教科書選定委員会委員又は調査研究部会部員に選任しないこととする。

このため、平成29年度以降における教科書採択にあたっては、教科書選定委員会委員又は調査研究部会部員の候補となる者に対して、特定の教科書発行者と関係の有無等について聴取を行う。また、聴取以前において、特定の教科書発行者と関係を有する者は、所属長（校長等においては教育委員会担当課）に自己申告すること。

2 教科書見本の取扱いについて

教科書発行者から各教育委員会等に対して送付することができる教科書見本の種類・部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に対して通知されており、それを超える教科書見本の送付、又は教育委員会関係者若しくは教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者に対する献本若しくは貸与は認められていない。

このため、教員等から教科書発行者に対して、教科書見本の献本若しくは貸与を求めないこと。

3 過当な宣伝行為等への対処について

採択期間中において、教科書発行者が、教育委員会関係者や学校関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝行為を個別に行うことは、特段の問題はないものとされているが、その宣伝行為により、採択権者の判断に不当に影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対して、過当な宣伝行為等を慎むよう指導を行うとともに、一般社団法人教科書協会においても「教科書宣伝行動基準」の見直しを行い、より実効的な自主規範として、追って送付される「教科書発行者行動規範」を定めることとされている。

このため、文部科学省の指導や「教科書発行者行動規範」に違反する行為について、教科書発行者に求めないことはもとより、教科書発行者から申出があった場合、その申出を明確に断るとともに、管理職を通じて、教育委員会担当課へ速やかに報告すること。

なお、文部科学省から教科書発行者に対して、宣伝行為等の過熱を防止するため、教科書需要数の報告期限とされている9月16日以前の期間においては、教科書に関する講習会又は研修会等を主催しないよう、また、教員等が関与することのないよう指導されているところであり、その趣旨を理解したうえで、適切に対応すること。

4 検定申請本の取扱いについて

検定申請本は、その内容について厳格な情報管理が求められていることから、教科書採択を勧誘するための営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その趣旨を理解したうえで、適切に対応すること。

5 教科書発行者との関係について

教科書は各教科の主たる教材であり、児童生徒に必要な基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものとして、学校教育において重要な役割を果たしていることを踏まえ、すべての教員等が教科書を実践的に研究し、自らの指導力の向上と研鑽を積むことが求められる。また、質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものである。

一方で、仮に教科書発行者と教員等の認識が教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、市民や保護者等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ

る行為とも受け止められかねないことから、教員等においては教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つことが求められる。そのため、具体的に以下の事項を遵守すること。

(1) 教員等が適正な労務に対する報酬として金銭等を受け取る場合、その可否・手続等について、その従事する時間が勤務時間中であると否とにかかわらず、すべて「営利企業等従事許可申請書」に委嘱願（依頼書）を添えて所属長（校長等）を経由して教育長宛に提出し、許可を受けなければならないこと。

(2) 金銭等を受け取らない場合であっても、著作・編集活動に一定の協力を行うなどの場合にあっては、その可否・手続等について、その従事する時間が勤務時間中であると否とにかかわらず、所属長（校長等）に報告し、許可を受けなければならないこと。

(3) 教科書の検定申請、検定及び採択期間（これらの期間については教育委員会担当課から事前に通知する）においては、金銭等の受取の有無にかかわらず、原則として教科書発行者と接触することがないように留意すること。なお、業務上において接触する必要がある場合は、提供する労務の具体的な内容を示した文書（自己申告書）に加え、教科書発行者から提供される情報や資料等について文部科学省の指導や「教科書発行者行動規範」に違反する内容ではないことを証する文書（教科書発行者が発行）を所属長（校長等）に提出し、許可を受けなければならないこと。

(4) 所属長（校長等）においては、事前・事後を問わず、教科書発行者との関係において教員等から相談・報告があった場合、適切な指導・助言を行うとともに、教育委員会担当課に速やかに報告すること。

6 不適切な行為等への厳正な対応について

教科書発行者の不適切な行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定等に違反することにもなり得るため、懲戒処分を含め、厳正な対応を行う。

7 教育委員会に対する情報提供について

本通知及び「教科書発行者行動規範」に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為を確認した場合は、速やかに所属長（校長等においては教育委員会担当課）に対して報告すること。

8 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について

高等学校及び総合支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができるが、これらについても上記と同様に取り扱うこととする。

【担当】

教職員人事課	Tel.222-3781
学校指導課	Tel.222-3808・3811
総合育成支援課	Tel.352-2285